

2013. 10. 03 公契約ニュース

発 行：川村雅則研究室（北海学園大学）

連絡先：011-841-1161（2744）

釧路で公契約条例の 学習会が開催される

◆労働組合等主催で釧路でも公契約条例の学習会が開催される

現在、札幌市の公契約条例の審議動向に全道各地からの注目が集まっています。官製ワーキングプアをなくそう！というのは、どこの自治体でも共通する課題です。

10月2日には、釧路市の労働組合及び市民団体からの要請で、「札幌市公契約条例の制定を求める会」の会員でもある川村が、札幌での経験や取り組みの課題などを報告してきました。釧路市では2012年に、公契約条例を考えるシンポジウムが開催され、川村はそこでも講師をつとめており、今回の釧路入りは2回目です。



（全建総連の岸本氏からの趣旨説明）

◆公契約領域で何が起きているか、実態の把握を！

入札・契約をめぐる問題の把握や業界団体との意見交換、条例の必要性や意義を議会や市民に伝える活動の重要性など、私たちが札幌で実践的に学んできたことは数多くありますが、そのなかでも、公契約の領域（公共事業、業務委託、指定管理者など）でいったい何が起きているのか、一般論でなく、ここ釧路における具体的な事実を把握することの重要性を提起させていただきました。



（札幌での経験などを報告）

図書館に指定管理者制度が導入され、経験の浅い職員が安く使われている／正規の公務員が1500人に対して臨時・非常勤が1000人など、官製ワーキングプアの問題がここ釧路においても発生していることが参加者から報告されました。

今後、会を結成し運動を進めるかどうかは、「持ち帰り」の審議事項となりましたが、釧路でのこうした動きを全力で応援していきたいと思えます。